

監 第 143 号
令和 6 年 3 月 25 日

松 江 市 長 上 定 昭 仁 様
松江市議会議長 吉 金 隆 様
各 行 政 委 員 会 委 員 長 様

松江市監査委員 三 島 康 夫
松江市監査委員 安 來 弘 喜
松江市監査委員 川 井 弘 光

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき令和 5 年度行政監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

令和5年度

行政監査報告書

松江市監査委員

<目 次>

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	
2	監査の目的	
3	対象部局	
4	監査の対象	
5	監査の期間	
6	監査の方法	
7	主な着眼点	
第2	物資・資機材の調達や支援の概要について	2
第3	監査の結果	2
1	備蓄品の整備状況について	2
2	備蓄品の購入状況について	5
3	備蓄品の支給対象者等について	5
4	備蓄品の保管・管理状況について	6
(1)	保管場所等について	6
(2)	台帳整備について	10
(3)	保管場所の現地調査について	10
5	備蓄品の活用状況等について	15
6	災害時応援協定に基づく物資の確保等について	15
7	備蓄品に関する周知について	17
8	監査意見	18
資料		20
	・災害対策基本法（抜粋）	
	・松江市防災会議条例（抜粋）	

行政監査報告書

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「防災に必要な物資・資機材の管理について」

2 監査の目的

本市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき松江市地域防災計画を策定し、各種の災害に備え取り組みを進めているところである。

政府の地震調査委員会によると、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）が今後30年以内に発生する確率は70～80%とされている。平成23年3月に発生した東日本大震災以降も、全国各地で毎年のように地震や台風等による被害が発生しており、大規模災害への備えはこれまで以上に重要なものとなっている。

そこで、災害発生時、被災者の拠り所となる避難所を開設する際に必要となる物資・資機材の整備・管理状況等について調査・検証することで、今後の防災対策に資することを目的として行政監査を実施することとした。

3 対象部局

防災部 防災危機管理課

4 監査の対象

災害発生時、避難所を開設する際に、速やかに供給する必要性が高い物資・資機材（主に非常食や生活必需品等）の整備・管理状況等

5 監査の期間

令和5年5月22日から令和6年2月16日まで

6 監査の方法

「主な着眼点」に基づき、防災危機管理課に調査票への回答と関係資料の提出を求め、書類審査及び事情聴取を行った。

また、抽出で防災備蓄品保管場所の現地調査を行った。

7 主な着眼点

（1）備蓄品の整備状況について

- ・必要な品目、数量が整備されているか
- ・台帳等の整備は適切に行われているか

（2）備蓄品の保管・管理状況について

- ・在庫管理は適切に行われているか（数量、品質・機能）
- ・保管場所、保管環境は適切か
- ・消費期限（使用期限）間近あるいは期限切れの備蓄品について、有効な活用や処分が行われているか

（3）協定等に基づく物資の確保について

- ・災害時応援協定に基づく物資の確保や保管、供給の仕組みは、実効性のあるものとなっているか

(4) 防災備蓄品に関する周知について

- ・市の備蓄品や保管場所について、市民や関係者に周知されているか
- ・備蓄の必要性について、市民や地域、事業者の役割（自助・共助）は周知されているか

第2 物資・資機材の調達や支援の概要について

「松江市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）では、災害時の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進するとされている。

災害時に避難所等で必要となる物資・資機材については、平常時から市の防災部により調達され、市内44カ所の備蓄品保管場所において保管・管理されている。

発災時には市の関係部署が連携し、民間業者や災害時応援協定先、県や他自治体等に応援要請し、必要物資等の確保や保管・管理、被災地への輸送手配を行うこととされている。

発災時における物資の支援に関する市・県・国の役割分担は、以下の通りである。

- <市> 備蓄物資、調達した物資（流通備蓄業者、災害時応援協定先、県、他自治体等）を避難者に供給
- <県> 備蓄物資、県が調達した物資（流通備蓄業者、災害時応援協定先、他自治体、国等）を自ら又は市を通じて避難者に提供
- <国> 県の要請を受けて物資を供給。緊急を要し要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資支援（プッシュ方式）を実施

第3 監査の結果

1 備蓄品の整備状況について

市が整備している備蓄品は、地域防災計画の資料編（資料2-20 防災備蓄物資一覧表）に掲載されている。令和5年8月末現在の整備状況は、次頁のとおりである。

食料等の備蓄数量については、「島根県備蓄物資整備計画」に基づき、市民が1日分、市と県で1日分（松江市として0.5日分を確保）とされており、3日目以降は他自治体等からの広域的な支援を求める計画となっている。

市の備蓄品は、市内での人的被害が最大になると想定される「鳥取県沖合断層による地震」（※注：「島根県地震・津波被害想定調査報告書」（平成30年3月）より）による短期的避難生活者数（39,493人）を基準に必要な数が整備されている。備蓄目標数が定められているのは一般食（アルファ化米、お粥、ビスケット）と粉ミルクで、充足率等は表の通りである。

なおアルファ化米については、えび、かに、小麦、そば、卵等の特定原材料等不使用の表示があり、食物アレルギーに配慮されたものとなっている。

市では、品目ごとの保有数量などにより優先順位を付け、予算の範囲内で毎年更新・補充が行われている。

防災備蓄物資一覧表

(令和5年8月末現在)

品目		単位	数量
食料	アルファ化米(※)	食	39,333
	保存用ビスケット	食	10,342
生活物資	飲料水	本	5,565
	粉ミルク(アレルギー対応品含む)	缶	88
	液体ミルク	缶	48
	哺乳瓶	本	350
	乳首	個	460
	紙おむつ(乳幼児用)	枚	47,000
	紙おむつ(大人用)	枚	14,784
	お尻ふき	枚	1,548
	尿とりパッド	枚	1,020
	生理用品	枚	25,128
	簡易トイレ	個	493
	排便消臭固化剤	箱	8,458
	トイレ用パーソナルテント	張	1
	災害用トイレ(マンホール用)	組	10
	トイレトペーパー	巻	4,485
	避難所用間仕切り	個	2,384
	災害救助用パック毛布	枚	8,925
	ロールマット	枚	1,005
	エアマット	枚	2,650
	使い捨てカイロ	枚	5,740
	フォールディングベッド	台	84
	ダンボールベッド	組	401
	ハンドランプ	個	36
	ポリタンク(20L用)	個	2
	ポリタンク(1KL用)	個	5
	ポリタンク(300L用)	個	5
	大型ポリバケツ	個	1
	ガスコンロ(調整器、ホース付)	基	23
	防災かまどセット(7升炊き)	組	21
	災害用移動炊飯器(大釜)	個	11
炊飯袋(ハイゼックス袋)	枚	42,500	

※アルファ化米には白粥300食を含む

品目		単位	数量
水防資機材	掛矢(かけや)	丁	25
	鋸(のこぎり)	丁	85
	剣スコップ	丁	301
	角スコップ	丁	86
	ツルハシ	丁	19
	オノ	丁	14
	たこづち	丁	8
	シノ	丁	9
	一輪車	台	15
	ペンチ	丁	16
	なた	丁	32
	金棒	丁	12
	ゴムボート	艇	1
	照明具	個	52
	救命胴衣	個	74
	てみ	枚	80
	ハンマー	丁	44
	ボルトクリップ	丁	17
	じょれん	丁	1
	くわ	丁	22
	カマ(中厚鎌)	丁	83
	とんぼ	本	10
	鉄線	Kg	228
	杭(丸太)	本	72
	土のう製作器(BBワーカー)	台	37
	土のう袋	枚	15,250
	1トン土のう袋	枚	254
	麻袋	枚	273
	木杭(45cm)	本	539
	PPロープ	巻	2
	メガホン	個	31
	ブルーシート	枚	941
	水中ポンプ	基	6

品 目		単位	数量
防 災 資 機 材	発電機（混合ガソリン用）	台	83
	発電機（ガス用）	台	18
	発電機・投光機セット	台	14
	投光機（小型）	台	20
	サークルライト（三脚）	台	8
	コードリール・投光機（緑ボックス）	セット	5
	コードリール	個	56
	キャップライト（頭部装着型）	個	104
	多目的ライト	個	26
	軍手	双	2,935
	軍手（ケブラー製）	双	73
	ゴム手袋	双	23,400
	雨衣	着	232
	防塵メガネ	個	220
	夜光チョッキ（ビブス）	着	269
	担架	個	50
	アルミ製リヤカー	台	34
	コンテナカー	台	21
	かなづち	本	6
	バール	本	30
	カラーコーン	個	34
	チェーンソー	台	14
	災害救助用工具セット	基	33
	エアテント	張	3
	簡易テント	張	169
	マク・クイックシェルター	張	4
	バケツ（ブリキ製）	個	190
	浄水器	台	13
	マスク	枚	959,790
	アルコール消毒液	本	380

品 目		単位	数量
そ の 他	探索棒（すばり付き）	本	10
	油吸着マット	枚	600
	食器	食	25,290
	車椅子	台	28

目標数が設定されている備蓄品

(令和5年8月末現在)

品目	単位	目標数量	保有数量	充足率
一般食（アルファ化米、お粥、ビスケット）	食	71,100	49,675	70%
粉ミルク	g	28,000	36,560	131%

※想定地震：鳥取県沖合（F55）断層地震
 想定松江市避難者数（1～3日後）×食事のみ提供者の係数 ≒ 短期的避難所生活者等数
 一般食 39,493人×1.2 ≒ 47,400人、粉ミルク 309人×1.2 ≒ 400人
 [目標数] 一般食：47,400人×3食（1日分）×1/2 = 71,100食
 粉ミルク：400人×140g（1日分）×1/2 = 28,000g

2 備蓄品の購入状況について

過去2年間に購入された備蓄品の品目と購入金額の合計は以下のとおりであり、購入手続きは適正であった。

	購入品目	合計金額（円）
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・アルファ化米 ・ビスケット ・粉ミルク、液体ミルク ・歯ブラシ ・マンホール用トイレテント ・大型土のう袋 ・土のう用土 	2,500,268
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・アルファ化米 ・ビスケット ・粉ミルク、液体ミルク ・大型土のう袋 ・土のう用土 ・反射ベスト ・パルスオキシメーター ・絆創膏 	3,092,526

3 備蓄品の支給対象者等について

備蓄品の支給対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とされている。災害救助に従事する職員のための水や食料等については、市の備蓄数量には含まれておらず、島根県が備蓄している同従事者用の物資が支給される計画となっている。

また、地域防災計画では、災害による帰宅困難者（通勤・通学者、観光客、ビジネス客など）を16,814人と見込んでいるが、帰宅困難者用に特化した備蓄品は整備されておらず、市の備蓄品等を使用することが想定されている。なお、市内の事業者等3者と帰宅困難者の受入れに関する協定を締結しており、大規模地震等が発生した場合には、帰宅困難者の一時受入れや、飲料水、食料等の提供を受けることとなっている。

4 備蓄品の保管・管理状況について

(1) 保管場所等について

市の備蓄品は、災害発生時に、被害状況（冠水や土砂崩れによる道路の寸断など）や物資の特性に応じ、迅速な搬送が行えるよう、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせた方法により保管・管理されている。

災害時に避難拠点となる各地区の公民館や支所の一部は、分散備蓄場所として、避難生活の初期段階で必要となる飲料水や非常食、毛布等が一定数配備されている。

市の未利用施設や水防倉庫等には、毛布や紙おむつ等の生活物資、間仕切りや段ボールベッド等の避難所用品、発電機等の防災資機材、土のう袋やブルーシート等の水防資機材が、スペースに応じて分散備蓄されている。この他、集中備蓄場所である松江市総合体育館の備蓄庫では、様々な備蓄品が集中管理されている。

なお、備蓄品の保管場所は既存施設の利用が基本となっており、分散備蓄場所には浸水想定区域や土砂災害警戒区域に該当するものもある。

市の備蓄品保管場所の一覧、及び備蓄品（非常食や生活必需品）を配備している指定避難所等の一覧は、以下の通りである。

備蓄品保管場所一覧

	名称	集中／分散	保管場所
市有施設など	1 松江市総合体育館	集中	屋内
	2 市営小浜アパート	分散	屋内
	3 玉湯総合福祉保健センター	分散	屋内
	4 旧八束保健福祉総合センター	分散	屋内
	5 大草水防倉庫	分散	屋外倉庫
	6 東朝日町水防倉庫	分散	屋外倉庫
	7 第三中学校	分散	屋外倉庫
	8 出雲郷防災倉庫	分散	屋外倉庫
	9 城東防災倉庫	分散	屋外倉庫
	10 城西防災倉庫	分散	屋外倉庫
	11 旧北倉庫	分散	屋外倉庫
	12 旧南倉庫	分散	屋外倉庫
	13 忌部小学校	分散	屋外倉庫
	14 第一中学校	分散	屋外倉庫
	15 みずうみ保育園体育館	分散	屋内
支所	16 鹿島支所	分散	屋内
	17 島根支所	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	18 美保関支所	分散	屋内
	19 八雲支所	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	20 玉湯支所	分散	屋内
	21 宍道支所	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	22 八束支所	分散	屋内
	23 東出雲支所	分散	屋内
公民館	24 城東公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	25 城北公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	26 城西公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	27 白湯公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	28 朝日公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	29 雑賀公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	30 津田公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	31 古志原公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	32 川津公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	33 朝酌公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	34 法吉公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	35 竹矢公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	36 乃木公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	37 忌部公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	38 大庭公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	39 生馬公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	40 持田公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	41 古江公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	42 本庄公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	43 大野公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）
	44 秋鹿公民館	分散	屋外倉庫（食料は屋内）

備蓄品を配備している指定避難所等の一覧（令和5年8月末現在）

品目		単位	城東公民館	城北公民館	城西公民館	白潟公民館	朝日公民館	雑賀公民館	津田公民館	古志原公民館	川津公民館	朝酌公民館	法吉公民館	竹矢公民館	
食料	アルファ化米	食	150	100	50	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	保存用ビスケット	食	96	196	196	196	192	192	196	196	196	196	176	192	
生活物資	飲料水	本	12	12	12	12	6	12	12	12	12	24	12	12	
	粉ミルク（アレルギー対応品含む）	缶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	液体ミルク	缶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	哺乳瓶	本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乳首	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	紙おむつ（乳幼児用）	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	紙おむつ（大人用）	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	お尻ふき	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	尿とりパッド	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	生理用品	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	簡易トイレ	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	排便消臭固化剤	箱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	トイレ用パーソナルテント	張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	災害用トイレ（マンホール用）	組	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	トイレ用ペーパー	巻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	避難所用間仕切り	個	0	20	0	6	28	4	10	0	8	8	10	82	
	災害救助用パック毛布	枚	90	80	100	80	100	100	100	100	90	80	60	100	
	ロールマット	枚	0	20	0	0	20	0	0	0	0	0	10	0	80
	エアマット	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	使い捨てカイロ	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	フォールディングベッド	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ダンボールベッド	組	0	4	0	0	2	4	1	0	2	1	3	3	
	ハンドランプ	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ポリタンク（20L用）	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ポリタンク（1kL用）	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ポリタンク（300L用）	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大型ポリバケツ	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ガスコンロ（調整器、ホース付）	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
防災かまどセット（7升炊き）	組	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
災害用移動炊飯器（大釜）	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
炊飯袋（ハイゼックス袋）	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(※支所地区については、支所に保管)

乃木公民館	忌部公民館	大庭公民館	生馬公民館	持田公民館	古江公民館	本庄公民館	大野公民館	秋鹿公民館	鹿島支所	島根支所	美保関支所	八雲支所	玉湯支所	宍道支所	八束支所	東出雲支所
100	100	100	100	100	100	100	100	100	50	150	200	400	650	50	50	50
196	196	196	192	192	192	196	196	196	196	196	196	196	244	196	196	196
12	12	24	10	12	12	12	12	12	16	18	12	154	64	16	16	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	4	52	0	4	24	14	26	4	26	0	0	23	28	0	0	9
100	97	90	110	100	86	93	50	90	200	200	200	280	200	200	200	200
60	0	93	0	0	20	20	10	0	12	0	0	105	4	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
3	0	4	0	0	8	3	5	0	5	0	0	4	7	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	1	1	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 台帳整備について

防災備蓄品の整備は防災部防災危機管理課が一括して行っており、備蓄品の取得・使用・処分
の状況等は台帳（Excel シート）で管理されている。台帳では、市内の各備蓄場所で保管し
ている品目や数量、消費期限等が管理されており、随時更新されている。

備蓄場所に実際に保管されている数量と台帳上の数の照合（棚卸し）は、防災部職員や支所
職員、公民館職員により、年度当初や食品の消費期限が切れる約一年前など節目の時期に行わ
れている。

(3) 保管場所の現地調査について

集中備蓄場所である松江市総合体育館、及び、分散備蓄場所である支所や公民館等、計 10
カ所を抽出し現地調査を行った。

実施日	対象	集中／分散
令和5年8月25日	① 松江市総合体育館	集中
	② 東朝日町水防倉庫	分散
	③ 旧八束保健福祉総合センター（ちとせやつか）	分散
令和5年8月29日	④ 八雲支所	分散
	⑤ 朝日公民館	分散
	⑥ 城東公民館	分散
	⑦ 城東防災倉庫	分散
令和5年8月31日	⑧ 島根支所	分散
	⑨ 玉湯総合福祉保健センター（サン・エールたまゆ）	分散
	⑩ 忌部小学校	分散

各備蓄場所における保管状況は、以下の通りであった。



② 東朝日町水防倉庫



③ 旧八東保健福祉総合センター
(ちとせやつか)



④ 八雲支所



⑤ 朝日公民館



⑥ 城東公民館



⑦ 城東防災倉庫



⑧ 島根支所



⑨ 玉湯総合福祉保健センター
(サン・エールたまゆ)



⑩ 忌部小学校



ア 保管場所は適切か

- ・食料や飲料水、避難所生活で使用する物資等は、主に屋内の倉庫や空きスペースで適切に保管されていた。土のう袋等の水防資機材やその他の防災資機材は、主に屋外倉庫に保管されており、機能、品質が保持されていることを確認した。
- ・今回調査を行った保管場所の立地は、いずれも浸水やがけ崩れ等の危険性は比較的低く、保管中の備蓄品が棄損する可能性は低いと思われる。しかし、周辺道路には地盤が低い場所もあるため、交通網が遮断された場合、備蓄品の搬出や救援物資の搬入に影響が出る恐れがある。

イ 保管環境は適切か（整理整頓、衛生面）

- ・各備蓄場所において、概ね品目ごとに整理整頓され、適切に保管されていた。
- ・発災時にスムーズに搬入・搬出できるよう、通路が確保されていた。
- ・清掃、防虫対策については、棚卸しに合わせ随時行われている。

ウ 保管数量が台帳と一致しているか

- ・保管数量は台帳と一致した。

エ 保管場所であることの表示、品目名等の表示がされているか

- ・備蓄品が保管されている倉庫等の外壁に、保管場所であることが分かりやすく表示されているところは少なかった（※例：「防災倉庫」「防災備蓄品」などの表示）。なお、市災害対策本部の資機材班では、保管場所について情報共有されている。



朝日公民館
(屋外倉庫)

- ・集中備蓄場所である 松江市総合体育館、分散備蓄場所である旧八束保健福祉総合センター及び 玉湯総合福祉保健センターについては、保管スペースが比較的広く、物資の数量も多いため、備蓄物資の配置図（レイアウトマップ）や、搬出方法や搬出ルートを説明する資料が作成されている。
- ・食料、飲料水等の備蓄品については、品目・納入年月日・使用期限等が記載されたラベルが梱包材に貼られているか、直接記載されていたが、それ以外の品目については表示がないものも一部あった。賞味期限等の確認は、防災部職員により随時行われている。

オ 情報共有されているか

- ・備蓄倉庫等の鍵の保管場所、備蓄品の内容については、市災害対策本部の資機材班で情報共有されている。
- ・指定避難所である公民館に配備している市の備蓄品の内容については、公民館職員や地域の自主防災組織に対し、防災訓練や市の出前講座等を通じて周知されている。公民館等で地域が自主的に備えている備蓄品については、市では把握されていないが、非常持ち出し品や非常備蓄品を日頃から準備していただくよう、市から啓発が行われている。

5 備蓄品の活用状況等について

(1) 災害時の活用状況について

近年発生した災害時における備蓄品活用状況は、以下の通りである。

●令和3年4月1日 島根町加賀における大規模火災 島根公民館を避難所として開設。 ダンボールベッド、間仕切り、マット、食料、飲料水などを使用。
●令和3年7月6日からの大雨災害 市内29公民館、総合体育館、来待小学校、宍道中学校、宍道改善センター、旧大谷小学校、八雲小学校、八雲中学校を避難所として開設。 ダンボールベッド、間仕切り、マット、毛布、大型扇風機、コードリールなどを使用。
●令和4年9月19日 令和4年台風14号 市内29公民館、総合体育館を避難所として開設。 ダンボールベッド、間仕切り、マットなどを使用。

(2) 平常時の活用状況について

備蓄品の内、消費期限や使用期限があるものについては、平常時に、期限が到来する前に利活用されている。

食品等は防災出前講座や防災訓練等で活用されており、また、生理用品については島根大学や県立大学に、大人用の紙おむつなどは市内の老人福祉施設に提供され、有効活用が図られている。

(3) 使用訓練、動作確認について

ダンボールベッドや間仕切り等、災害時以外には使うことがなく、使用訓練が必要なものについては、地区の防災訓練において市の防災部職員が説明を行い、地域住民や市職員により組み立て訓練が行われている。発電機については、防災訓練の際に動作確認が行われている。

(4) 搬出訓練について

令和4年5月に実施された「災害対策本部機能班任務説明会」の場において、災害時に保管場所から備蓄品の搬出を担当する職員に対し、備蓄品の保管場所、搬出方法等について説明が行われた。

また、令和4年6月には、資機材班において保管場所（松江市総合体育館）から各公民館への資機材搬出訓練が行われた。

6 災害時応援協定に基づく物資の確保等について

地域防災計画では、災害時に必要となる食料や生活必需品について、市の備蓄品による対応の他、県や他自治体、流通備蓄業者、災害時応援協定を締結している民間事業者等から調達することとされている。

市内の関係機関や民間事業者等とは、避難所運営等で必要となる生活関連物資の提供や輸送、燃料や電源の供給の他、帰宅困難者の一時的な受入れ等に関して、次頁の表のとおり協定を締結している。

避難所運営等で必要となる生活関連物資の確保等に関わる協定一覧

〔姉妹都市及び中核市、市内所在機関及び民間団体等〕

(令和5年4月1日現在)

	締結年月日	協定先	応援・締結内容等
姉妹都市及び中核市	平成24年10月16日	珠洲市（※姉妹都市）	食糧、飲料水及び生活必需物資の供給他
	平成24年10月19日	宝塚市（※姉妹都市）	食糧、飲料水及び生活必需物資の供給他
	平成24年10月28日	尾道市（※姉妹都市）	食糧、飲料水及び生活必需物資の供給他
	平成30年4月1日	中核市（※61市）	食糧、飲料水及び生活必需物資の供給他
市内所在機関及び民間団体等	平成9年12月17日	松江商工会議所	生活支援物資の供給
	平成16年7月23日	JAしまねくにびき地区本部、(株)Aコープ西日本	生活支援物資の供給
	平成23年10月20日	まつえ北商工会	生活支援物資の供給
	平成23年10月20日	まつえ南商工会	生活支援物資の供給
	平成23年10月20日	東出雲町商工会	生活支援物資の供給
	平成23年1月17日	島根県石油協同組合松江支部	石油類燃料の優先供給、帰宅困難者支援
	平成25年3月11日	(株)伊藤園	飲料水の提供他
	平成26年2月10日	生活協同組合しまね	応急生活物資の提供及び輸送
	平成26年2月10日	(一社)島根県LPガス協会、島根県LPガス協会松江支部	LPガス、容器、燃焼器具、その他器具の提供
	平成29年2月7日	(株)島根銀行	帰宅困難者の一時的な受入
	平成30年8月1日	安達石油(株)	燃料等(A重油、ガソリン、灯油等)の供給
	平成30年8月1日	山陰酸素工業(株)	医療ガス及び資機材の供給
	平成30年8月20日	(協組)松江流通センター	応急生活物資の提供及び輸送
	令和元年6月14日	財務省中国財務局松江財務事務所	帰宅困難者の一時的な受入
	令和元年12月25日	(株)ナフコ	生活関連物資の提供及び輸送
	令和2年2月4日	イオンリテール(株)中四国カンパニー	被災者等に対する一時避難場所の提供
	令和3年8月6日	(株)ジュンテンドー	生活関連物資の提供及び輸送
	令和3年11月8日	しまね信用金庫	帰宅困難者の一時的な受入
	令和4年3月28日	(一社)日本建設機械レンタル協会中国ブロック山陰地区部会	資機材のレンタル
	令和4年5月24日	山陰酸素工業(株)	電源供給(移動式LPガス発電機)
令和4年11月14日	太陽建機レンタル(株)	資機材のレンタル	
令和4年11月15日	日立建機日本(株)中国・四国支社 中国支店	資機材のレンタル	
令和4年11月16日	(株)アクティオ中国支店 松江営業所	資機材のレンタル	

上表の他にも、県内外の多くの市町村と災害時相互応援協定が締結されている。中海・宍道湖・大山圏域の自治体とは、令和5年3月に資機材支援に係る通信訓練が行われた。

令和3年に発生した島根町加賀における大規模火災や大雨災害では、協定に基づき、市内民間事業者から布団、電子レンジ、冷蔵庫、弁当、離乳食等の供給を受けた。

市外から受け入れた救援物資等は、宍道インターチェンジ、島根県消防学校、島根県広域防災拠点備蓄倉庫等で保管される。

受け入れた物資の管理については、市の関係各課と島根県の担当課が連携して行われる。現在、協定等に基づく物資の受入れや保管、避難所への運搬、供給等の訓練は行われていないため、今後実施される総合防災訓練に併せて訓練が行われることになっている。

7 備蓄品に関する周知について

(1) 市の備蓄品や保管場所について、市民や関係者に周知されているか

市の備蓄品については、地域防災計画の資料編に「防災備蓄物資一覧表」として品目と保有数量が掲載されている。備蓄品保管場所（施設名や所在地）の一覧や、保管場所ごとの品目一覧などは掲載されていない。

(2) 備蓄の必要性について、市民や地域、事業者の役割（自助・共助）は周知されているか

地域防災計画では、市民に対する防災教育として、「災害時にとるべき行動のほか、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水等の備蓄、非常時持出品の準備」等について教育を行うとされている。

令和元年度に厚生労働省が実施した「国民健康・栄養調査」によると、災害時に備えて非常用食料を用意している世帯の割合は全国で53.8%、中国地方で41.8%となっている。

市では、日ごろからの備えの大切さについて、災害が発生してから復旧までの数日間（少なくとも3日分）、自ら生活するための「非常備蓄品」を用意しておくことの必要性について、市民や地域、事業者に対し防災出前講座等を通じて呼びかけられている。

なお、市ホームページ、市報、出前講座、防災ガイドブック等を通じた周知・啓発の状況は、以下の通りである。

市民への周知状況（令和4年度）

● 松江市ホームページ（※通年）

「日頃からの備え」のページに、平常時からの備蓄の必要性、非常備蓄品や非常持ち出し品の例を掲載。

(ホーム > くらし・手続き > 安全・安心 > 防災ポータル > 自然災害対策 > 日頃からの備え)

https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/bosaibu_bosaikikikanrika/anzen_anshin/9/shizensaigaitaisaku/3693.html



● 市報松江8月号（特集ページ「自然災害に備える～いざという時のために～」）

非常備蓄品チェックリスト、非常持ち出し品チェックリストを掲載。

● 出前講座（※通年）

防災に関する出前講座の中で、備蓄の必要性、内容等について説明

（令和4年度実績 回数：52回、参加人数：1,961人）

●松江市防災ガイドブック（※市役所、公民館などに設置。市ホームページにも掲載）

P23 に「非常時に備えて」として、非常備蓄品、非常持ち出し品チェックリストを掲載。

(ホーム > くらし・手続き > 安全・安心 > 防災ポータル > 自然災害対策 > 松江市防災ガイドブック)

https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/bosaibu_bosaikikikanrika/anzen_anshin/9/shizensaigaitaisaku/2762.html



8 監査意見

- ・現在、市の備蓄品で目標数量が定められているのは一般食（アルファ化米、お粥、ビスケット）と粉ミルクであり、毎年、消費期限を考慮しながら優先順位を付け、更新・補充されている。令和5年8月末現在、一般食については充足率が目標の70%までしか達しておらず、令和7年度末までに目標の71,100食を確保する予定とされている。令和6年1月に発生した能登半島地震では、特に発生初期の数日間、避難所で食料が不足している状況が報じられた。大規模災害はいつでも発生してもおかしくないことから、本市においても、できるだけ早期の目標数充足に努められたい。また、現在目標数量が定められていない品目についても、可能なものから早期に目標を定められ、計画的な備蓄に努められたい。
- ・災害による帰宅困難者（通勤・通学者、観光客、ビジネス客など）については、市の備蓄品の支給対象者に含まれておらず、市内の事業者等との間に一時受け入れや飲料水・食料等の提供を受ける協定が締結されている。大規模災害時の帰宅困難者は16,814人と見込まれており、現在の計画でこの人数の対応が可能かどうか、また、市の備蓄品に帰宅困難者分の数量を含めて整備する必要性について、再度検討されたい。
- ・厚生労働省の調査（※注）によると、松江市を含む中国地方は、災害時に備え非常用食料を用意している世帯の割合が全国平均と比較して低い。また全国的に、若い世代は低い傾向にある。市民への周知方法を工夫し、家庭での備蓄状況が向上するよう引き続き効果的な教育・啓発活動に努められたい。

〔※注 厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査報告」令和2年12月より
非常用食料の用意の有無 「あり」と回答した人の割合
(全体) 53.8%、(20-29歳) 26.6%、(中国地方) 41.8%〕

- ・災害時の避難所の運営は、避難所担当職員や施設管理者、避難者を中心に組織される避難所運営委員会によって行われる。市や地域がそれぞれ整備している備蓄品の内容や保管場所等について、日頃から、地区災害対策本部との訓練等を通じて、引き続き情報共有に努められたい。
- ・備蓄品保管場所を調査した結果、全般的に建物の老朽化や保管スペースの不足等の問題が見受けられた。松江市公共施設適正化計画で廃止対象となっている施設に大量の物資が保管されている現状については、安定的に使用できる保管場所を早期に充実されることが望まれる。また、やむをえず浸水想定区域や土砂災害警戒区域に存在する分散備蓄場所については、区域内に比較的安全な代替場所を確保されたい。
- ・大規模災害が発生し市内外から大量の救援物資が届けられた場合、物資を効率的に搬入・保管・搬出できる施設を本市は所有していない。松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」の目標の一つである「災害時の安心感を持つ市民の割合60%」を実現するためにも、支援物資や

備蓄品が余裕をもって保管でき、かつ、速やかな搬出入が可能な施設整備の必要性について検討されたい。また、大規模災害発生時における被災者に対する本市備蓄品の具体的な支給手段や、松江市外から受け入れる救援物資の保管方法や各避難所への配送手段等について、県や災害時応援協定を締結している関係団体等とこれらの役割分担について協議を行い、市民の安全を守るため効果的な方策を講じられたい。

災害対策基本法（抜粋）

（基本理念）

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- (2) 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- (4) 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- (5) 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- (6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2～5 省略

- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計

画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3～7 省略

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第49条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（円滑な相互応援の実施のために必要な措置）

第49条の2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置）

第49条の3 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

松江市防災会議条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、松江市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松江市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2)～(5) 省略